

奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、「奨学生に対して、公正な制度であるべきとの考え方が基本であり、利息の再計算について検討を要請すべきである。」等の意見を踏まえて、平成 25 年3月8日に独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）にあっせんし、同年6月 10 日に日本学生支援機構から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私の息子は日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、貸与終了後すぐに返還したいと考えていた。しかし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月間は、据置期間とされており、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還しても貸与総額に対する6か月分の利息（以下「据置期間利息」という。）が発生するとの説明を受けた。早く返還したとしても、据置期間利息が変わらないことに納得いかないので、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する場合には、据置期間利息を減額する等の措置を講じてほしい。

※ 本件は、平成 23 年 12 月に愛媛行政評価事務所が受け付けた相談事案。

（あっせん要旨）

日本学生支援機構は、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する者にとって利息計算上不利益となっている現状の取扱いを改善するため、利息の再計算を行う等の措置を講ずる必要がある。



（回答要旨）

日本学生支援機構では、あっせんの実現に向けて、次のとおり回答。

繰上返還となる金額及び期間に応じて据置期間利息を再計算することとする。しかし、当該再計算に必要な奨学金業務システムの改修のための予算の確保が必要であり、また、システム改修に係る調達手続、開発等に時間を要するため、平成 26 年度までに予算を確保し、同年度内をめぐり対応することとしたい。

（その後の状況）

日本学生支援機構は、平成 26 年 3 月に貸与が終了した満期者から、順次繰上返還となる金額及び期間に応じて据置期間利息の再計算を行うこととした。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電話：03-5253-5425（直通）
F A X：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>